

## 【スライド1枚目】

- 埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業について説明させていただきます。
- 事業の概要は、スマート農業技術を導入し収益を増加させようとする農業者に対し、スマート農業機械等の購入にかかる費用を支援するものです。
- 補助率は3分の2、補助上限額は1,400万円です。補助予算額は総額で7億円となっています。
- 補助対象は、スマート農業機械等、そして、条件はありますが、スマート農業機械等の付属品等、それから、ドローンを導入する場合の免許取得費用です。
- なお、いずれも消費税は補助対象外です。
- 事業実施の条件は3つあります。
- ひとつめは、農業所得を税務申告している農業者であることです。
- ただし、作目や経営規模、専業兼業、個人法人は問いません。
- ふたつめは、県が委託する業者による経営診断を受診することです。
- 定められた様式により経営診断を受診していただき、その結果、収益の増加が見込めると判断された方が補助金の交付申請を行える仕組みとしています。
- みつめは、令和9年3月19日までに、農業機械等の納品及び支払いを完了させることです。
- この補助金は予算の性質上、翌年度に繰り越すことができません。
- この日までに完了できなければ、補助金を受け取ることはできません。
- また、制度上、例外を認めたり、救済措置を設けたりすることはできません。
- 補助対象の機械等の納期は、早めに、確実な情報を把握するようお願いします。
- その他の事項としては、ご覧のとおりです。
- 小規模すぎるものは補助対象外となります。
- 複数の機械等をまとめて導入することや、すでに導入しているスマート農機等を追加導入することも可能となっております。

## 【スライド2枚目】

- 補助対象となるスマート農業機械の具体例はこちらの表のとおりです。
- 導入しようとする農業機械が、スマート農業機械に該当するかわからない場合は、管轄の農林振興センターの農業支援部にお問い合わせください。

#### 【スライド3枚目】

- 事業の仕組みはこちらの図のとおりです。
- 事業の実施を希望する場合、まず、県が委託した民間業者に経営診断を申し込み、所定の様式の経営診断シートを作成・提出します。
- 経営診断シートの作成に当たっては、農林振興センターによるサポートを受けることができます。
- 民間業者の中小企業診断士により、収益の増加が見込まれると確認されると、経営診断書が発行されます。
- なお、中小企業診断士による審査は原則書面ですが、総事業費が消費税込みで330万円以上の場合は中小企業診断士による現地訪問及び営農確認も行います。
- 経営診断書を受け取ったのちに、県に対して補助金の交付申請を行うことができます。なお、経営診断書は交付申請の添付書類として使用します。
- 交付申請の提出先は、管轄の農林振興センター農業支援部です。
- なお、経営診断の申込、交付申請の手続きは、すべてオンラインのみで行います。
- 以上が、交付申請までの流れとなります。

#### 【スライド4枚目】

- 経営診断の内容について詳しく説明します。
- 本事業における経営診断とは、
  - ①スマート農業機械の導入による収益の増加額が
  - ②導入費用を
  - ③上回るか、下回るかを、所定の様式である経営診断シートで確認するものです。
- 経営診断シート作成に必要なデータは、主に税務申告書類から拾います。
- 経営診断シートは短時間で迅速に処理できることを重視して作成しており、農業者の皆様の負担も少ない簡易的な内容となっています。
- この診断の結果、スマート農業機械の導入による収益の増加が導入費用を上回ることが確認できれば、補助金の交付申請を行うことができます。
- また、先ほどもご説明したとおり、経営診断シートの作成でわからない点があれば、県がサポートを行いますので、ご相談ください。
  
- 事業のスケジュールは下の表のとおりです。
- 経営診断申込の締切は令和8年6月12日、その後の補助金の交付申請書の提出期限は令和8年7月10日となっています。

- 交付決定は7月下旬から8月上旬の予定です。
- 事業完了の最終日は令和9年3月19日です。この日までに補助対象の機械の納品と支払いを完了させる必要があります。
- 初めにご説明したとおり、令和9年3月19日までに完了できない場合補助金を受け取ることはできませんので、十分ご注意ください。

#### 【スライド5枚目】

- こちらは、総事業費別の補助金額や手続きについて一覧にまとめたものです。
- 導入しようとするスマート農業機械の価格により異なるポイントを示しています。
- まず、総事業費が少額なもの、消費税込みで55万円未満のものは、補助対象外です。
- 補助率は3分の2ですが、消費税は補助対象外ですので、補助金額はご覧のとおりとなります。
- 経営診断につきましては、総事業費が税込330万円未満の場合は書類審査のみですが、330万円以上は書類審査に加え、中小企業診断士による現地確認も行います。
- なお、ご希望があれば、現地確認の際に1時間程度の経営相談の実施も可能です。
- 交付申請の添付書類は、経営診断書、農業機械の仕様がわかるカタログ等、見積書の3種類ですが、総事業費が税込330万円以上の場合、見積書は2者分必要です。

#### 【スライド6枚目】

- こちらは補助対象や条件の詳細をまとめたものです。
- まず、補助事業者は、①スマート農業機械を導入し収益を増加させる明確な意向を持っていること、  
②農業を事業に含む税務申告を行っていること、  
③経営診断を受診し、収益の増加見込みが確認できていること、  
の3点が必要です。
- 補助対象となるものは、  
スマート農業機械等の本体、付属品、ドローン購入場合の免許取得費用 の3種類です。  
なお、消費税は補助対象外です。

- 付属品については、スマート農機等本体を活用する上で欠かすことができず、かつ、単体では使用できないものが対象で、原則として本体価格の30%以内まで補助対象とすることができます。
- ただし、自動操舵機能を内蔵したトラクターと、統合環境制御装置は別基準を設けてあります。
- 自動操舵機能を内蔵したトラクター等の場合はアタッチメント1台まで補助対象とすることができます。
- 統合環境制御装置については、ハウスの規模により必要な付属品の量が異なることから、本体価格の30%を超える場合でも、県が必要と認める範囲内であれば補助対象とすることができます。
- その他条件としては、正規雇用者及びその賃金を削減する内容を含む取組でないこと、機械は原則として新品であること、そして、令和9年3月19日までに事業を完了させることなどがございます。

#### 【スライド7枚目】

- 最後に、令和8年7月10日に交付申請を締め切った際に、交付申請総額が予算額を上回った場合の採択基準です。
- 予算は7億円でかなり規模は大きいですが、万一交付申請総額が予算額を上回ってしまった場合は、表の区分の1から4の順番で採択します。
- 同じ区分の中の案件は、経営診断シートの収益の向上率が高いものから順に採択します。
- なお、前期の農業経営が赤字の農業者については、収益の増加率に変えて、売上額の向上率で判断します。

#### 【スライド8枚目】

- 事業内容でご不明な点がございましたら、まずは管轄の農林振興センター農業支援部までお問い合わせください。
- 令和8年度限りの事業となりますので、この機会にぜひご活用ください。